

「学校いじめ防止基本方針」

平成26年 4月 1日制定

平成29年 4月 4日改訂

秋田県立湯沢高等学校稲川分校

1 いじめ問題の克服に向けた基本的な方向

全ての生徒がいじめを行わず、またいじめを分かっているながら傍観したり放置したりすることがないようにするためには、いじめは絶対に許されない行為であることを、生徒が十分に理解することが必要である。いじめは人権を侵害する不当な行為であり、教職員、生徒全員で毅然とした態度でいじめ防止等に臨むことが大切である。

いじめから全ての生徒を救うために、生徒を見守る教職員一人一人が「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」という共通認識の下、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な違法行為である」、「いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題である」という強い意識をもち、生徒との信頼関係に基づいて、それぞれの役割と責任を果たしていかなければならない。そのためには教職員だけではなく、保護者や関係機関と連携しあっていじめの早期発見に取り組み、いじめが疑われるときには迅速に対応し、さらにその再発防止に取り組んでいくことが学校の役割である。

2 「いじめの防止」(未然防止、いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための取組等)

全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通い合う人間関係を構築できる社会性を育むためには、教職員と学校関係者、関係機関等が一体となり、継続的な取組を進める必要がある。

その取組をとおして、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合う態度を育み、生徒がいじめをなくすために主体的に行動するなど、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努めなければならない。

周囲の大人が、小さな変化でもいじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から積極的にいじめを発見できるように努める。また、生徒が見つけたときには早く教職員や保護者に伝えられるような雰囲気作りをする。

(1) 教育活動全体をとおした生徒指導の充実

- ①日常の教育活動(授業、道徳教育、特別活動、部活動等)をとおした豊かな心の育成
- ②授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ③少人数であることを生かし、一人一人に配慮したわかりやすい授業づくり
- ④総合的な学習の時間やホームルーム活動におけるコミュニケーション能力の育成や望ましい人間関係づくり
- ⑤学校行事における集団活動をとおして、積極性・主体性をもって活動できる生徒の育成
- ⑥校内巡視等によるきめ細かな生徒観察

(2) 教育相談体制の充実

- ①担任等による面談
- ②スクールカウンセラーによる面談

(3) 校内体制の確立

- ①「いじめ防止対策委員会」の設置と、日常及び緊急時にいじめを防止する手立てについての組織的対応
- ②校内研修による教職員の意識向上と、緊密な情報交換をとおした職員の意識づくり
- ③生徒向けと保護者向けの「いじめアンケート」の実施及びアンケート結果によって心配な様子が見られる生徒(または周囲の生徒)に対する個人面談の実施

(4) 関係機関(警察等)の協力による講演等の実施

- ①スマホ・ケータイ安全教室
- ②命の大切さ学習教室
- ③性教育講座
- ④DV予防教室
- ⑤薬物乱用防止教室

(5) 保護者・地域との緊密な連携による迅速な状況把握・情報共有

- ①普段から家庭との連携・協力関係の構築(連絡網の作成、緊急メールの活用等)
- ②必要に応じた関係機関との情報共有

3 「いじめに対する措置」(いじめ発生時の対処)

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止、またはいじめが起こったときの対応組織として次の「いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成員は次のとおりとする。

校長 教頭 生徒指導主事 保健教育相談主任 学級担任 養護教諭 (スクールカウンセラー)

(2) いじめ相談があった場合の対応

①教職員の対応

ア 教職員は、生徒や保護者から「いじめ相談」があった際、抱え込むのではなく、そのすべてを直ちに管理職及び「いじめ防止対策委員会」に報告する。

②校長の対応

ア 校長は、報告があった際は、事実確認を待つことなく、速やかに高校教育課に「電話(第一報)」及び「文書」で報告する。

イ 校長は、報告があった際は、速やかに「いじめ防止対策委員会」により、情報の共有や事実関係の把握等を行う。

③学校全体での対応

ア 事実関係の把握等により、いじめに当たると判断した場合には、その早期解決と再発防止に向け、いじめを受けた生徒を守り通すことを前提として、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言等を組織的に行う。

(3) 関係生徒への対応・支援

①いじめを受けた生徒に対する対応

ア いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り通すという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

イ 苦痛の理解と安心できる居場所を確立する。

②いじめをした生徒に対する対応

ア いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようになる指導を根気強く行う。

イ 相手の苦しみを理解させ、自分の行為を振り返らせる指導を行う。

ウ 対等で温かい人間関係の大切さに気付かせる指導を行う。
※必要に応じて懲戒・他機関(警察等)との連携によって適切な措置をとる。

③いじめの観衆・傍観者となった生徒への指導

ア いじめを受けている生徒の苦しみを理解させる指導を行う。

イ いじめを受けている生徒を助けることは、いじめを行っている生徒を助けることにもなるという意識をもたせる指導を行う。

④全校生徒への指導

ア LHR、場合によっては全校集会等で改めて「いじめは絶対に許さない」ということを確認する。

イ 学校を安心・安全な場所にするために、全校生徒で努力していかなければならないことを伝える。

ウ いじめが疑われる兆候を見つけたら、周囲の大人に相談して欲しいことを伝える。

(4) 保護者・地域への対応

①いじめを受けた生徒の保護者に対して

ア 事実を迅速に伝え、いじめに対して複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるよう配慮する。

イ 保護者の心情や要望を十分に聞き、学校の指導方針や解決策について説明し、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

②いじめを行った生徒の保護者に対して

ア 事実を迅速に伝える。

イ いじめが重大な問題であること。また、学校と家庭双方からの指導が重要であることについて、相互に認識を深める。

ウ 具体的な対処法や今後の生活改善について、家庭と連携・協力して根本的な解決を図る。

③全ての保護者・地域に対して

ア いじめの問題が学級全体に不安や恐れを感じさせ、深刻な影響を与えている場合、学級全体の意識をかえる必要がある場合、又はいじめをめぐる情報が事実と異なる内容で広がり、共通理解を図る必要がある場合等は、保護者会を開催する。

イ 家庭への情報提供等については、関係生徒の個人情報の取扱いに十分留意し、適切に行う。

ウ 地域に対しては適切な機関と情報の共有を行い、必要に応じて連携・協力を行う。